

## 2018 年度 U15 カテゴリーの競技者登録・移籍と大会エントリーについて

### 【はじめに】

1. JBA や都道府県協会が主催・主管する公式競技会に参加する選手は、JBA の「競技者登録」が必要です。
2. 競技者登録とは別に、競技会ごとに「エントリー」できる条件が大会規程で定められています。
3. 以下の説明では「競技者登録」と「エントリー」を区別して進めていきます。

### 【競技者登録について】

1. 競技者登録の区分は男女で異なります。  
 男子：①中学校（部活） ②クラブ ③B ユース の3つになります。  
 女子：①中学校（部活） ②クラブ の2つになります。
2. 必ずどこかのチームに所属して競技者登録をしてください。
3. 男子においては2018年度から2020年度までの3年間に限り、B ユースと中学校（部活）、  
 またはB ユースとクラブには、重複して登録することができます。ただし、中学校（部活）とクラブ  
には重複して登録することはできません。  
 女子においては中学校（部活）かクラブのどちらかになります。

### 【大会等へのエントリーについて】

No.	登録先 (チーム区分)	大会等参加条件						練習参加	備考
		公式 競技会	準公式 競技会	承認 競技会	都道府県 リーグ戦	中体連主催 競技会			
1	中学校（部活）	部活	部活	○	部活	○	登録先にかかわらず 活動可		
2	クラブ	クラブ	クラブ	○	クラブ	※1			
3	Bユース	B	B	○	B	※1			
4	中学校(部活)+Bユース	部/B	部/B	○	部/B	○		※男子のみ ※2020年度まで	
5	クラブ+Bユース	ク/B	ク/B	○	ク/B	※1		※男子のみ ※2020年度まで	
6	未登録	×	×	×	×	※1			

※1 クラブ及び B ユースで登録した選手の中体連主催大会への参加は、各都道府県の大会規程を確認してください。

※中体連主催競技会は、全国中学校バスケットボール大会（全中大会）と、全中大会の予選及び各都道府県や市・区・郡の中体連が主催する大会を指します。

※B ユースは、B リーグ各クラブが保有する B リーグ U15 チームのことを指します。B クラブが所有するその他のチーム（スクール・U14・U13 チーム等）はクラブチームの扱いとなります。

※公式・準公式競技会及びリーグ戦には、登録したチームからのみエントリーできます。

※承認競技会への参加については、各大会の規程に基づきます。

### 【移籍について】

1. U15 カテゴリーにおいて、選手が移籍を希望する場合、移籍元チームは移籍を拒否することはできません。(JBA 基本規程第 117 条)
2. 年度初めに登録した選手は、その年度内 1 回に限り移籍を認めます。  
例えば、3 年生が中体連総体まで中学校（部活）で登録し、部活動引退後にクラブへ移籍することは可能となります。
3. 一家の転住等に伴い転校した場合は、移籍の回数にはカウントしません。(JBA 基本規程第 112 条②)
4. 移籍手続きは、当該大会のエントリー前までに行うこととします。大会中の移籍は不可です。
5. 初年度の登録については混乱も予想されますので、2018 年度に限り、次の通り運用します。

「U15 カテゴリーにおいては、2018 年度に限り、平成 30 年 6 月 30 日までに行われた登録先の変更は、移籍とは見なしません。」

### 【移籍の手続きについて】

※U15 カテゴリーにおける移籍の手続きは、JBA 基本規程に基づき、次の通りとします。

なお、移籍承諾書にかかる手続きは、登録システム上での手続きで代用することとします。

1. 選手は、移籍元チームに対して、移籍の希望がある旨を申し出てください。
2. 移籍元チームは、登録システム上で当該選手を退部させてください。
3. 移籍先チームは、登録システム上で当該選手を競技者登録してください。

### <参考：JBA 基本規程第 113 条>

#### 第 113 条 [移籍の手続き]

- ① 選手が移籍する場合、移籍元のチームは、当該選手の依頼により、移籍先のチームに対して「移籍承諾書」を発行、移籍先チームが当該選手の移籍申請を行い、本協会の承認を得なければならない。
- ② 本節の規定により、移籍元のチームが所属選手の移籍を承諾すべきであるにもかかわらず、これを行わない場合は、本協会の理事会は、移籍を希望する選手の申請に基づき、移籍元のチームの承諾に代わる決定をなすことができる。
- ③ 前項の規定にかかわらず、移籍しようとする選手及びその移籍先のチーム並びに本協会は、移籍元のチームが加盟する連盟等の在籍国の本国法に反しない限りにおいては、当該連盟等の規定を尊重するものとする。

以上